#### ご案内

# 介護老人保健施設の利用料と個人負担金(在宅強化型)

### ● 介護保険給付による場合

群馬老人保健センター陽光苑 令和4年10月1日施行

#	区分	多床室			従来型個室					
基本サー	要介護 1	836単位/日			756単位/日					
	要介護 2		910単位/日			828単位/日				
			74単位/日			890単位/日				
ビス			030単位/日			946単位/日				
			085単位/日			1,003単位/日				
	<u> </u>									
	次の加算項目に該当した場合には、上記の単位									
	① 夜勤職員配置加算		24単位/日			定行動·心理症状緊急対応加算				
	② 認知症専門棟加算		76単位/日	31)		性認知症入所者受入加算	120単位/日			
	③ 認知症専門ケア加算(I)		3単位/日	32		時費用	362単位/日			
	④ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)		4単位/日	33		青費用(在宅サービスを利用する場合)				
	⑤ 初期加算	about the beautiful and the	30単位/日	34		前後訪問指導加算(Ⅰ)	450単位/回			
	⑥ 短期集中リハビリテーション実施加算(3月以内)240単位			35		前後訪問指導加算(Ⅱ)	480単位/回			
	⑦ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(〃) 240単			36		的退所時指導加算	400単位/回			
	⑧ 栄養マネジメント強	化加算	11単位/日	37		時情報提供加算	500単位/回			
	⑨ 療養食加算(1食)		6単位/回	38		所前連携加算(I)	600単位/回			
	⑩ 口腔衛生管理加算(I)		90単位/月	39		所前連携加算(Ⅱ)	400単位/回			
	⑪ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)		110単位/月	40		連携診療計画情報提供加算				
各	⑫ 経口移行加算		28単位/日	<u>41</u>		看護指示加算	300単位/回			
ы	③ 経口維持加算(I)		400単位/月	42		症情報提供加算	350単位/回			
種	④ 経口維持加算(Ⅱ)			43		つけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	100単位/回			
	⑤ 褥瘡マネジメント加算(I)		3単位/月			つけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) つけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	240単位/回			
加	=	⑥ 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13単位/		45	100単位/回					
<del>/~//~</del>	① 排せつ支援加算(I) 10単位/月		46		ルケア加算(死亡日)	1650単位/日				
算	·		15単位/月	47		アルケア加算(2~3日)	820単位/日			
	⑨ 排せつ支援加算(	Ш)	20単位/月	48		アルケア加算(4~30日)	160単位/日			
	'	② 緊急時治療管理 518単位/日				ルケア加算(31~45日)	80単位/日			
	O	② 特定治療 医療行為算定額×自己負担率				复帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ				
	② 所定疾患施設療養		239単位/日	(51)		ス提供体制強化加算(I)	22単位/日			
	② 所定疾患施設療養		480単位/日	$\overline{}$		職員処遇改善加算(Ⅰ)	) we [ boke _			
		② 再入所時栄養連携加算(1回限度) 200単位/回			表本サ-	- ビス及び①~⑤の中で該当~				
	② リハヒリテーションマネシ・メン		33単位/月		V	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	の3.9%/月			
	② 自立支援推進加第	·	300単位/月	$\bigcirc$		職員等特定処遇改善加算(]				
	② 科学的介護推進体		40単位/月	基	長本サ-	-ビス及び①~⑤の中で該当~				
	図 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		60単位/月	合計単位数の						
	29 安全対策体制加算(入所中1回)		20単位/回	○ 介護職員等特定処遇改善加算(I			*			
					基本サービス及び①~⑤の中で該当する加算の					
						合計単位数	の0.8%/月			

\* 基本サービスと各種加算分の1ヶ月の合計単位数に地域区分7級地(前橋市)の費用基準 1単位=10円14銭で算出した額のうち各利用者の負担割合に応じた額が 個人負担金となります。

(\*)1円未満は切捨て

## ご 案 内 介護老人保健施設の<u>長期入所利用料</u>と個人負担金

● 介護保険給付以外の利用料の場合 (全額自己負担となります。)

群馬老人保健センター陽光苑 令和3年8月1日施行

サービス種別	利用料	内 容 等		低所得者の利用料				
グ こ 八年が	<u> የሀ/π</u> የተ	, P1   谷   寺	1	2	3-1	3-2		
食 費	1,920円/日	朝食、昼食、夕食の 食材料費と調理代	300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日		
滞在費	多床室 700円/日	相部屋	0円/日	370円/日	370円/日	370円/日		
市 任 負	個 室 1,670円/日	1人部屋	490円/日	490円/日	1,310円/日	1,310円/日		
特別食費	おやつ代 ★123円/日							
17 加 良 貞	★ 実 費							
特別室料	2人室 ★1,080円/日							
付加 宝 村	1人室 ★1,651円/日							
日用諸雑費	150円/日	石鹸、シャンプー、ティッシュ、ペーパータオル、マスクなど						
教養娯楽費	150円/日	図書、雑誌、折紙、模造紙、文房具など						
電気器具持込料	★ 21円/日	テレビ、ラジオ、電気毛布、アンカ等の使用者のみ						

#### \* 食費と居住費(低所得者の利用料)欄の

- ①は世帯全員が市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者預貯金等合計額が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
- ②は世帯全員が市町村民税世帯非課税で本人の合計所得金額、年金収入金額の合計金額が80万円以下 預貯金等合計額が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
- ③-1は世帯全員が市町村民税世帯非課税で本人の合計所得金額、年金収入金額の合計金額が80万円より 多く120万円以下。預貯金等合計額が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下
- ③-2は世帯全員が市町村民税世帯非課税で本人の合計所得金額、年金収入金額の合計金額が120万円より 多い。預貯金等合計額が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下
- \* 特別室料は居住費に上乗せされます。
- \* その他、日常生活に必要な物品は、入所者の方の全額負担となっております。
- \* 医療費について、当施設の医師で対応できる医療、看護につきましては介護保険給付サービスに 含まれていますが、当施設の医師で対応できない処置や手術及び病状の著しい変化に対する 医療については、併設の附属病院等での往診や入通院により対応し、医療保険適用により 別途自己負担があります。
- \* ★印については消費税が含まれています。